

箕輪町中小企業競争力向上支援補助金交付要綱

令和6年4月1日告示第103号

箕輪町中小企業競争力向上支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内中小企業者が競争力を高め、高付加価値化を目指すための取組や人材育成の支援を目的として、予算の範囲内において箕輪町中小企業競争力向上支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、箕輪町補助金等交付規則（昭和55年箕輪町規則第21号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。
- (2) 知的財産権 特許法（昭和34年法律第121号）第66条第1項に規定する特許権及び実用新案法（昭和34年法律第123号）第14条第1項に規定する実用新案権をいう。
- (3) 製造業 統計法（平成19年法律第53号）第28条第1項に規定する統計基準である日本標準産業分類（平成21年総務省告示第175号）に掲げる大分類Eの製造業をいう。
- (4) 試験等手数料 長野県工業技術総合センター試験等手数料の額を定める規則（昭和58年長野県規則第11号）別表に定める手数料をいう。
- (5) 設備使用料 工業技術総合センター機械器具等使用要領に定める使用料をいう。
- (6) 小規模企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者をいう。

(補助金の交付等)

第3条 別表の左欄に掲げる補助事業の区分ごとに、当該事業を行う同表の対象者の欄に規定する者で町税等の滞納（不申告を含む。）していない者に対し補助金を交付する。

2 前項の規定による補助金の交付は、別表の左欄に掲げる補助事業の区分ごとに同表の補助対象経費の欄に規定する経費について行うものとし、その額は、当該経費について同表の補助率又は補助額の欄に規定する率を乗じて得た額又は同欄に規定する額であって、同表の補助限度額の欄に規定する額以下の額とする。

(交付申請及び実績報告等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、箕輪町中小企業競争力向上支援補

助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に添付書類を添えて、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

（交付決定及び補助金額の確定）

第5条 町長は、前条の規定による申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、箕輪町中小企業競争力向上支援補助金交付決定書兼確定通知書（様式第2号）により、当該申請した者に通知するものとする。

（交付請求）

第6条 前条の規定による通知を受けた者が補助金の交付を請求するときは、箕輪町中小企業競争力向上支援補助金交付請求書（様式第3号）を町長に提出するものとする。

別表（第3条関係）

補助事業		対象者	補助対象経費	補助率又は補助額	補助限度額
補助事業の名称	補助事業の内容				
知的財産権申請事業	知的財産権の取得申請	町内に事業所を有し町内で1年以上製造業を営む中小企業者	出願料に係る印紙代及び出願審査請求料	補助対象経費の2分の1以内（千円未満切り捨て）	1回につき15万円 （一の年度につき1回限り）
長野県工業技術センター活用事業	1 長野県工業技術センターに依頼する工業製品試験 2 長野県工業技術センター保有の機械器具等の設備利用	町内に事業所を有し町内で1年以上製造業を営む中小企業者	試験等手数料及び設備使用料	補助対象経費（国、県等からこの要綱と同様の趣旨で補助金等を受ける場合は、当該給付額を控除した額）の2分の1以内（千円未満切り捨て）	一の年度につき5万円
国際規格等取得事業	次に掲げる国際規格及び国内規格	町内に事業所を有する中小企業者	規格を新規に取得するために要し	補助対象経費の2分の1以内（千	50万円 （一の規格につき1回

	1 IS09001 2 IS013485 3 IS014001 4 IS022000 5 JISQ9100 6 その他国際規格及び国内規格に準ずる資格で町長が特に認めるもの		た経費のうち、次に掲げるもの 1 専門家への委託経費 2 資料購入経費 3 取得の申請に直接要する経費 4 その他町長が必要と認める経費	円未満切り捨て)	限り)
人材育成研修事業	国及び県並びにこれらに準ずる機関として町長が特に認めたものが実施し次に掲げるもの 1 人材育成研修（マネジメント、業務改善、OJT（オンザジョブトレーニング）その他資質及び能力向上に寄与するもの） 2 技術力向上研修（当該企業者の業務に直接寄与する内容の研修	町内に事業所を有する小規模企業者	研修の受講料（テキスト代を含む）	補助対象経費の2分の1以内（千円未満切り捨て）	一の年度につき9万円（一の年度につき、研修に参加した者1人あたり3万円）

	) ただし、次に掲げる研修は対象としない。 1 資格取得を伴う研修（ただし、当該研修を終了したことに対する終了証のみ発行されるものは除く。） 2 資格更新のための研修 3 従業員教育研修（資質及び能力向上に寄与するものでなく、新人研修のような社会生活の基礎を学ぶもの）				
--	---	--	--	--	--